



# 兵庫県知事選挙

# 6月18日に告示・7月5日に投票

あなたの貴重な一票を、県政に生かしましょう



任期満了にともなう兵庫県知事選挙は、6月18日告示され、投票日は、7月5日(日)です。あなたの意見を県政に反映させるための大切な選挙です。よく考え、自由な意思で投票し、あなたの貴重な一票を生かしましょう。

### 投票のできる人

投票のできる人は、平成元年7月6日(含む)までに生まれた人で、平成21年3月17日以前から引き続き町の住民基本台帳に登録されている人です。また、3月18日以降に県内市町間で住所を異動された人は、前住所地で投票することにになります。この場合、「引き続き県内居住証明書」を提示し、前住所地で投票してください。該当

### 投票所と入場券

投票所は、大字や各地区内の有権者と地理的な要因などによって決められており、町内14箇所に設置します(裏面一覧表のとおり)。また、投票入場券を郵送していただきます。投票日当日、あるいは期日前投票時にご持参ください。なお、入場券がなくても選挙人名簿に登録されている人は投票できますので、当日係員に申し出てください。

### 不在者投票

遠隔地での不在者投票(名簿登録地の市区町村以外の市区町村で投票)や郵便等投票、指定施設(病院、老人ホームなど)における不在者投票は次のとおり行われます。また、投票の時点で選挙権がない人(選挙日には20歳を迎えるが、投票日には19歳の人)は期日前投票はできず、不在者投票となります。この場合の不在者投票のできる場所および開設日時、期日前投票と同じです。

### 選挙公報

各候補者の経歴や抱負などを掲載した選挙公報は、新聞折り込みで配布されます。新聞を購読されていない家庭には郵送します。また、役場窓口、日生・六瀬住民センター、生涯学習センターにも備えています。

### 期日前投票

でご利用ください。

### 郵便等による不在者投票

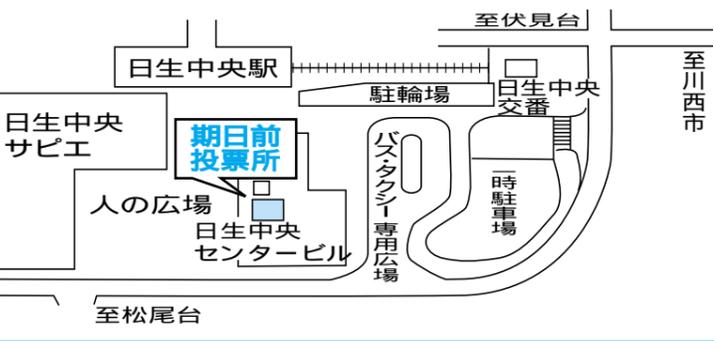
この制度は、身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちで身体に重度の障害がある人や、介護保険法による要介護者の人で、定められた要件に該当する人が、居住の場所で郵便等による不在者投票をすることができます。また、郵便等による不在者投票をすることができない選挙人のうち、自ら投票の記載をすることができない者として定められた要件に該当する人は、代理記載の方法による投票ができます。

### 贈らない 求めない 受け取らない

公職選挙法では、政治家や候補者または候補者になろうとする人が、有権者に「寄附」をすることを禁止しています。また、有権者もこれらの寄附を求めたり、受け取ったりしてもいけません。きれいな選挙は、正しい民主政治の基礎です。ルール違反がないか有権者がしっかり見守り、明るい選挙を実現しましょう。

### 期日前投票所の開設

投票所	開設期間(土・日含む)	時間
役場1階会議室	6月19日(金) ~ 7月4日(土)	午前8時30分 ~ 午後8時
日生住民センター会議室(センタービル2階): 下図参照	7月1日(水) ~ 7月4日(土)	



### 代理投票・点字投票

身体が不自由などの理由で自分で候補者の氏名が記入できない人には、選挙期日前における投票所及び期日前投票所において、係員が代筆する「代理投票」制度があります。また、「点字投票」制度もありますので、係員にお申し出ください。

### 開票

開票は、投票日当日、午後9時から社会福祉会館で行い、開票状況は館内および町ホームページで発表します(ホームページアドレスは、下部に記載)。

問合せ  
町選挙管理委員会  
事務局(総務課内)  
766・8708